

人権の普遍性と人権についての地域主義

— 共通の土俵を求めて —

ヴィアチェスラフ・ガヴリーロフ

小畑 郁 (訳)

訳者まえがき

左に訳出したのは、ヴィアチェスラフ・ガヴリーロフ (Vyacheslav V. GAVRILOV) 教授の “Universality and Regionalism of Human Rights: In Searching for a Common Ground” と題する論文である。ガヴリーロフ教授は、一九六三年生まれ、現在、ロシア連邦ウラジオストクに所在する極東連邦大学法学部の国際公法・私法筆頭講座教授である。同教授は、本年(二〇一一年)五月から八月まで、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの客員研究員として日本で研究された。この間の主な研究成果は、“Framework of the ASEAN Plus Three Mechanisms Operating in the Sphere of Economic Cooperation” と題して名古屋大学において口頭で発表された。

本論文は、こうした研究とも関連し、またアジアや日本の状況を強く念頭において、国際法の性格・淵源についての理論的な側面から、人権の普遍性と地域主義との関係を説明しようとしたものである。訳者〔小畑〕としては、日本での研究に接した教授の人柄とともに、その問題意識に深く共感し、ここに紹介することとした。

原文は英語であるので、そのまま掲載することも考えたが、本誌の性格に鑑み、また日本でより多くの読者にアクセス可能なものとするのが、教授の意向にも沿うと考えて、あえて日本語に訳出した。訳出にあたっては、日本語としての読みやすさも考慮しつつも、原文に忠実にであることを旨とした。最小限必要と考えた訳者の補足部分は、「」で示した。

本論文が、その意図に照らしてどれほど成功しているかは、読者の判断にまっほかはない。しかし、訳者としては、個々の論点について同意できない部分はもちろんあるが、人権の普遍性それ自体は認めつつ、地域的特性に基づくさまざまな配慮をめぐらす必要性を指摘し、それを法理論的に裏付けようとした試みとして、十分に評価できると考えている。こうした試みを受け止め、発展させることは、むしろわれわれの課題である。

〔序論〕

文明の長い歴史の間ではじめて、二〇世紀の終わりあるいは二一世紀のはじめに、世界共同体は、人類を敵対的党派に分裂させる政策は、地球的破滅を招くものであることを悟るに至った。多くの国家が、党派的・イデオロギー的対立に従事することを拒否した。このことが、諸国間の「冷戦」状態を、人権と自由の確保とさらなる実現を含む地球的問題の解決のための実効的な方法と手段を共同して探求する試みに変えることを可能にしたのである。

一九九三年の世界人権会議の最終成果であるウィーン宣言および行動計画で認められているように、「人権の

促進および保護は、国際共同体の優先事項である。」国際共同体は、「人権を総体として、同一の基礎の上にかつ同一の強調でもって公平で平等に取り扱わなければならない。」⁽¹⁾後に世界共同体は、もう一度再確認している。すなわち、「すべての人権は、普遍的、不可分で、相互に関連しており、相互に依存しておりかつ相互に強化するものであり、すべての人権は同一の基礎の上にかつ同一の強調でもって公平で平等に取り扱わなければならない」と。⁽²⁾

国際関係における対峙の時代が終わったことは、人道的分野における国家間協力がさらに発展するための前例のない機会を提供している。近年、国際条約の数が増している。その内容は、つねに各国の国内事項に属していた人の法的地位に関する問題が、国際的規律の対象とますますみなされていることを例証している。適正で時宜にかなった人権行動の実施のために考案された監視機関の役割や意味が、一貫して向上してきている。

同時に、現在の世界で起こっているこの変化が急速で広範であるために、政治的不安定や地域紛争の増大、新たな問題の出現や旧来の問題の深刻化もそれに伴っている。これらの問題は、普遍的レヴェルで事が運んでいる人権分野の国際標準の普遍的承認や適正な実現のプロセスに対して、浸食的な影響を及ぼす。主要人権条約の普遍的性格は、しばしば争われ、同時にこの分野における個別的やり方が、そここの国々で可能であるとされている。この論文は、かかる所見が十分に根拠があるかどうかを明らかにしようとするものである。

一 人權と國際法——規制の性格と諸問題

人間は単に自然の一部ではない。人間は、社会的生物であり、他の者とのコミュニケーションは、日常生活の不可分の一部である。社会は、人間の行動を規律し、社会構造におけるその者の地位を規定する。これらの諸側面は、主として法規範を通じて決定される。法規範は、人間に与えられかつ人間が請求できるものである権利を定義し、人間がすべきこととすべきでないことのリストを提供する。

かかる許可、可能性、保障が一体となつて、規制的法律行為に規定され、法的意味における人權と自由の内容をなす。人權は、人間であることの結果として個人に帰属するが、一国の社会的発展の程度、経済制度および政治体制、その歴史的条件その他の性格に依存する。

人權の性格および内容の問題、その起源、法的承認および保障は、全人間史に深く根ざしている。最初は傑出した古代の思想家の見解において単に道徳的政治的概念の形態で提示されたが、この問題は、アメリカ合衆国、イギリスおよびフランスの市民革命の時代に政治的さらには法的承認を次第に獲得した。この点において、有名な「人間および市民の権利の宣言」（一七八九年八月二六日）は、重大な意義を有する。封建的恣意とは正反対に、この宣言は、すべての人間のその権利における平等と自由を、国家によるその保護とともに明言し、また、身体の安全に対する権利、無罪の推定、表現の自由を含む市民の多くの個別的権利を確立した。

のちに、個人の法的地位の規律に関する問題は、「文明化された」定式化をされ、法原則および発展した法的形態となり、より形式化した。⁶⁾にもかかわらず、この分野での法的規制は、二〇世紀半ばまでほとんど国内的レヴェルにおいてのみ発展した。

人権規制の問題は、国際連合が設立されてのちにはじめて完全な意味で国際法のレヴェルに到達した。第二次世界大戦中の基本的な人権と自由の甚だしい蹂躪、人々の大量殺戮は、世界共同体が諸国の共同行動により基本的人権と自由を維持するための新たな組織的、政治的および法的方法を求めるよう促した。国際の平和および安全の維持のための普遍的国際機構である国際連合の憲章に含まれた国際協力の必要性に関する規定は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を助長奨励すること」について語っている。この目標を実現するために、国連の枠内で特別のメカニズムが作られた。

こうして、人権および自由の実効的な国際的保護が、平和と発展を保障するための最も重要な条件の一つであることが認められ、国際共同体が、あらゆる職務、すなわち個別の諸国における民主的な国家制度と人権の至高性の観念を後押しするという職務を遂行することを引き受けなければならなくなった。アパルトヘイト、ジェノサイド、人種主義、人種紛争の宣伝や煽動といった行為はつきつきと、不法であり、国際法的責任を伴う行為であると認められるようになった。

一九四八年一月二〇日に国際連合総会により採択された世界人権宣言⁵⁾は、人の法的地位の決定に影響を及ぼす諸関係を規律するよう考案された最初の国際的な規範的文書の一つとなった。この宣言の採択によって、長く各国の国内事項の範囲にあった個別の諸問題が、すべての人民とすべての国とが確保するよう努めなければならぬ個人の基本的権利および自由のリストとともに、国際的な法的規律の伝統的領域に含まれることとなった。多くの研究者が、この文書は国際法の一つの新たな自律的分野、すなわち人権の国際法の基礎を築いたと考えている。

それから六〇年以上経って、今や、人権の維持は、なお国際法システムの至高の原則であり、同時に、国際犯

罪のうちで最も危険な犯罪は、人道的惨事を引き起こしかつ地域的のみならず地球的な安全をも脅かす人道に対する罪でありつづけている。今や、普遍的に認められている人権の数は極度に増大している。現在では、人権および自由は、次の大きなグループに分けられている。市民的権利、政治的権利、社会経済的権利および文化的権利である。科学技術の進歩と文明の発展は、新しい権利および自由、たとえば健全な環境を有する権利、生命の一定の質を認められる権利、情報における安全を確保される権利、民族および人民の集団的権利といったものを出現させる。

人権のなかで濃淡を付ける可能性があるにもかかわらず、すべての人権は同等に重要であり一つのシステムを構成する。人権は、不可分で、相互依存的でかつ相互に関連している。したがって、一つの権利または自由を他の権利・自由と対立させることは認められない。さもなければ、一つのグループの権利および自由の遵守の達成のための努力が、他のグループの権利および自由の侵害のために用いられうることになる。まさに同じように、現代国際法の基本的諸原則の一つである人権の普遍的尊重の原則は、他の基本的諸原則と対立させられてはならず、調和させられなければならない。

今日、人権の国際法はついに、国際公法の自律した分野を形成している。法的見地からすれば、それは、普遍的標準と限界を決定する国際法的原則と規範の総体であって、自然人の社会的に決定された権利および自由ならびにその結合を、特定の領域において認め、保護し、およびそれらの遵守をコントロールする活動における、諸国家の行動についての、ならびにこの分野における国際協力についての、普遍的標準および限界を決定するものである。国際法の他のあらゆる分野と同様に、人権の国際法も、それ自身の特定の淵源、特別の原則および法的規律の自律的対象を有する。したがって、それは、たとえば、その規範が、もっぱら武力紛争の参加者および犠

犠牲者の保護ならびにこの点で戦争の手段および方法を制限することに向けられた国際人道法とは区別されなければならぬ。

国際人権法の性質および目的を分析するにあたって、その規範が諸国家の国内管轄領域において強い影響力を有しているからといって、対応する問題についての国内的規制を国際法的規制が取って代わるわけではないことを考慮に入れることは、重要ですらある。人権の性質およびその内容の特定の問題についての諸国家の見地が相異なることによって、人権の分野で生じる規制を、国際関係のレヴェルで網羅的かつ排他的に提供することは、今日不可能である。

さらに、国際法は、一般的にいつて、その国家間の性質により、自然人の権利および自由を直接規制するようには作られておらず、⁶⁾それ自身の機能の仕方のメカニズムは、日常生活において人権を実現することはできない。「人権の国際法は、諸国家の憲法や法律の弱点を矯正することを促進することによって、国内法を指導し補足するものであって、対応する国内立法に取って代わるものではなく、実際取って代わることはできない。」⁷⁾これらのすべての場合において、国際的法規制と国内的なそれとの相互作用や調整について語るべきであって、互いを互いに変換するとか両者を結合するとかを語ってはならないのである。国際的法規制と国内的なそれとは、異なる性質、作用の場合および使命を有する。したがって、人権に関する国際条約や慣習は、国内立法の一部とはならないのである。⁸⁾この点に関して、中国の李兆杰 (Li Zhaojie) 教授 (精華大学法学院) が言っていることは、きわめてわかりやすい。彼は、「中国的数学のようなものがないのとまったく同様に中国国際法のようなものはありえない。国際法に関する中国の理論と実行がありうるのみである。」⁹⁾と記している。

国家というものや市民権の制度が存在する限り、多かれ少なかれ、人権の保護は、国家と人との間の法的関係

を作り出す。したがって、人の法的地位に影響を及ぼす国際規範の多数が、国家を名宛人とし、特定の権利と自由の総体をその国内立法を通じて個人に保障するよう国家を義務付けるといふ状況は、近い将来において変わることはないであろう。

国際法の主な目的は、「国家の対内的生活になにか提示するということにあるのではなく、国家の包括的な発展のために最適の国際的諸条件を作り出すことにある。」⁽¹⁰⁾ この観点から、人権に関する条約その他の国際的行為の主な目標は、国内立法に代替することにあるのではなく、諸国家の活動に十分に定義された普遍的標準を設定し、その普遍的承認と一律の適用を確保することにある。かかる標準に関する諸国家の裁量の自由の限界が、年々狭くなっているのは、また別の問題であり、かかる標準の国内立法における実際の適用と適正な定着に対する国際共同体によるコントロールについては、厳格になってきているのである。

しかしながら、人権に関する行為についての義務が増加することによって、また、その実施（さまざまなレヴェルにおける国際的裁判所による実施も含めて）についての国際的コントロールの強化によって、多くのものが得られるのであろうか。そうしたことはありそうにない。

問題は、人権の分野を含む公的關係における法規範のインパクトの実効性は、対応する法的規定の内容によってだけでなく、法的コントロールメカニズムの正常な作用に構造的にまた機能的に必要とされる法的効力の他の諸要素と、かかる規範とが釣り合っていることによっても決定されるということである。人権の観念と、世界のさまざまな地域において大幅に異なる法文化の状態とともに、特定の社会において現実的な、法に対する態度についての国民的原型とが、釣り合っていること、このことがかかる諸要素のうちでとくに重要である。

右に触れた状況は、国際人権法のさらなる発展の傾向を予示する。われわれの意見では、主な傾向としては、

今日の世界における個人の地位と役割に関する汎民主主義的な観念を基礎として、人権および自由、人民と民族の集団的権利の本質と内容に関する文明を跨ぐグローバルな概念が形成され、その結果、人権に関する普遍的な行為と地域的なそれとの間の衝突が段階的に解消され、国家の実行においてそれらの規定が包括的にかつ実際に実施されつつある。

二 人権概念の認識と理解における国ごとの相違

人権の現代的システムを基礎付け、その本質を決定している主要原理の一つが、すべての権利および自由は同等に重要であつて不可分かつ相互依存的存在であるというものであることはよく知られている。しかし同時に、人権の普遍的性格に対しては今日より頻繁に異議が申し立てられており、この分野で個別のやり方がありうるという国もある。

われわれの意見では、かかる事態が生ずる理由は主に二つである。一つは、国際的レヴェルにおける人権の法的規制の特性によつて決定されている。右に触れたように、明らかに、国際法は、その国家間の性質により、特定の自然人の権利および自由を直接規制するようにはできていない。この見地からすれば、人権に関する国際文書の主要目的は、国内立法に取つて代わることにあるのではなく、国家の活動のために一般的標準を作りだし、その標準の普遍的承認と一律の適用を維持することにある。

しかし、この最後の課題は達成困難である。なぜなら、これらの標準は、人間の求められる地位について一般

的記述しか含んでおらず、したがってさまざま国でさまざまに解釈されるからである。それによって、国際規範は、人権の内容を、文化的、宗教的、歴史的その他の特性を有する国家の側からの「特別な認識」を作り出す法的可能性を有する。これが、人権の普遍的性格が争われ、人権のうちの一部については認められないもう一つの理由である。

国際法システムは、国内法システムと同様に、「人的」な内容を有しており、人間の活動によって作動するのである。

法は、個人の心のなかを通っていくだけではない。それは、社会的領域において実施されるのであり、(心理的生物としての)個人はつねに、共同の心理的交換に携わっている。こうした相互作用は、法感知の実現と考えられる。法の感知は個人的なものであるけれども、人の集団およびさまざまな共同体が法について同様の観念を抱くことはありうる。⁽¹¹⁾

この言説は、国内法・国際法の双方に妥当する。それゆえ、ある国家におけるあるいは国家間関係におけるこれらの規範の実現の実効性は、あれこれの共同体に存する、個人的または集団的法意識と法文化全体に、大幅に依存する。それはまた、この共同体に対する、外からの文化的・価値志向的影響の強さと方向にも依存する。

古代から、文化間の相互作用が、国家と法の制度の発展の最も重要な方法の一つであった。今日では、外部からの影響のない純粹な国民的法文化や国民的原型は、ほとんど見いだすことができない。「それらすべてが、地域的・原生的範疇と、外部の、超国民的なものあるいは国際的承認を得たものとの共生を示している。」⁽¹²⁾この点で、国際法の役割がきわめて重要であることに留意すべきである。なぜなら、個人的・集団的法意識に対するそ

の影響は、着実に増大しているからである。有名なロシアのI・ルカーシユク教授は次のように述べている。

国際法は、しだいに外交の限界を超え、大衆の意識に、世論の形成に影響を及ぼし始めている。国際法の実効性と、その結果としての世界的問題の解決の成功とは、世論の是認に大幅に依存している。⁽¹⁵⁾

それゆえ、国際法システムと国内法システムとの人権の分野での相互作用は、法規則それ自体や、国際的・国内的機関・組織の執行・立法活動だけでなく、これらのシステムの重要な一要素である法意識をも覆っている。⁽¹⁴⁾ 対外政策の事象と国内法的現実とは、法システム間の相互作用に刺激を与える。かかる事象の人々の法意識への影響は、状況によって積極的でもあれば消極的でもありうる。そうした影響は、特定の国家またはその権限ある機関の作為または不作為によって生じうる。こうした作為または不作為は、一定の国では、人々の法意識に作用するのである。

現代国際法の集団的・個人的法意識に対する積極的影響は、まず第一に、それが民主的な規範的法システムであることから生ずる。その淵源のなかには、国家の主権平等、武力の行使または武力による威嚇の禁止、国内問題に対する不干渉、人権の尊重、軍縮、国際協力といった、大多数の人々にとって理解できる価値がある。国際的法規範の助けによって、「独立で、実際に平等な諸国家が、持続的国際システムを形成し、強国の恣意に依存するのではなく、国際的対話の合意された規範に依存するようになっていく」⁽¹⁵⁾。これが国際的な法秩序と安定の基礎である。

経済的危機、武力紛争、自然災害・人災の場合における特定の技術的、財政的、軍事的または物質的援助が、国際共同体によって人々や国に提供されることほど、各人・各国の一つの人類に属しているという意識を促進す

るものはない。グローバル化のプロセスが世界でより進展すればするほど、情報交換手段や個人と資本の移動方法が発達し、文化間の相互作用が深化し、互いのまた周りの現実（法を含む）に対する人々の態度についての共通の標準の作成が、ますます不可避になる。このプロセスは、環境保護、気候変動対策、代替エネルギーの開発、宇宙開発、海洋研究や、新たな危機、人口学的・社会的不正常、原理主義およびテロリズムに対する闘争に関わるグローバルな課題によって、大いに促進されている。これらの課題の早急な解決の必要性は、年々ますます明らかとなっており、それは、すべてに適用可能な行動規則に基づく人類すべての共同の努力によってのみ達成できる。一つの人類の観念を基礎として受け入れるならば、国際法は、その存在を可能にする最も重要な要素であることができる。しばしばむしろ相互依存として扱われるべき前例のない諸国家・諸国民の相互関係は、われわれの時代の特徴である。悪化する地域紛争や共通の問題とともに、諸矛盾の克服のための対話や共同の探求の必要性についての普遍的認識が生じている。かかる状況において、国際法メカニズムは、それが主体間の行動の一致や決定に至る妥協の追求を意味しているがゆえに最も選ぶに値するものと認められている。そのうえ、さまざまな国の共同の努力の結果として作られた宣言、条約や決議は、進歩的な観念や価値のあらかじめ用意されたシステムである。これらの観念や価値は、多くの国家により試され、その進歩性や普及によって普遍的で汎人類的なものであると認められている。

しかしながら、この問題には別の一面もある。現在、世界共同体は、多くのトピックに関してなお分裂したままであり、すべてのその主体が、世界で生じている変化を促進しているわけではない。いくつかの分野での統合プロセスに強く反対する反グローバル運動を忘れてはならないであろう。「逆」グローバル化のプロセスは、近年広範になっており、かなりの人々の集団が、普段の地理的、気候的、経済的、社会的および文化的地域から、

彼らにとってまったく新しい諸条件の下へ移動していることに現れている。この事実は、移民と彼らの社会的価値のシステムの新生活への適応という深刻な問題を生じさせている。⁽⁸⁾多くの研究者の意見では、「世界の発展の現段階に典型的でさまざまな方向性を有するグローバル化と逆グローバル化は、社会的紛争の新たな基礎を作り出している。そこでは、人種的、種族的、宗教的その他の矛盾が多くの場合多文化的形態をとるのである。⁽⁹⁾」

思考様式、生活様式および対応する諸国家の国内法システムにおける、西洋と東洋の間に現存する相違は、この点でもっとも重要である。たとえば、ロシアの研究者であるキズニャークは次のように主張している。

主権にとって自然的な権利を自発的に制限することは西洋においては生じているが、西洋からの分離を目指す闘争が東洋では生じている。東洋は、その基礎を揺るがす西洋の生活様式を受け入れず、この障害の解決はまだ見つかっていない。⁽¹⁰⁾

この命題はやや断定的であるとしても、そこで提起されたトピックは、実際カレントなものである。⁽¹¹⁾ 種族的、宗教的および歴史的特性は、さまざまな国があれこれの普遍的プロジェクトへの参加可能性や国際義務履行の実効性を評価する際に、考慮に入れられるべきである。それは、次のようなことよって決定される。さきに触れたように、国際法は、「精神の産物であって、心理的で理性的な現象である。その主題は、諸国民の法意識と法執行実行に、すなわち、あれこれの種族集団の行動的定型と心理的特性に依存する」ということである。にもかかわらず、不幸にも、今日法人類学と比較法学の成果は、国際立法プロセスに積極的に用いられてはならず、そのことが、とくに非西洋的な法的伝統を有する国家や国民の、人権に関する多くの協定の実施の実効性に直接に影響を及ぼしている。

アジア、アフリカおよび近東諸国の代表たちのなかには、現代の人権の国際法は、キリスト教の諸価値を受け入れ、かなりの程度ローマ法の影響の下にある西洋諸国に、主として適応したものであると考える者もある。西洋の研究者や専門家が、国際法全体も人権法も西洋の産物ではなく、グローバルなものであり、「多くの伝統や文明の産物を示し、この事実は、なお一定の地域に存するそれに対する敵意を打ち砕くものである」と常に主張しているという事実にもかかわらず、この見地は注意するに値する。

人権概念の性質の理解やその国内レビューでの実現のメカニズムは、歴史的文化的発展、宗教的伝統および種族構造によって、なお国ごとに非常に多岐にわたるのである。

たとえば、アニミズムに基づくアフリカの共同体は、人についての独自の概念を有している。伝統的なアフリカの共同体は、共同体の感情が浸透している。ここでは、先祖伝来の理由付けが支配している。この原則に従えば、とりわけ相続や代理の問題において年長者は絶対的権威を有し、高い尊敬の念を抱かれる。女性は完全に従属している。かかる状況によって、アフリカ諸国は、司法的あるいは仲裁による紛争解決を受け入れない。法によるのではない、非制度的な平和的解決の方法が、彼らにとってはもっとも典型的である。

一部のイスラム諸国では、法文化に次第に導入された人権に関する西洋的概念が、イスラム的原则に基づく国内法としばしば矛盾している。結果として、人権に関する国際文書の多くの規定が、受け入れ不能であると認められている。たとえば、イスラムの女性は、原則として、わずかな政府機関においてしか働くことが認められておらず、差別にさらされている。イスラム教徒と非イスラム教徒との婚姻にも制限がある。相続法については、男性の相続分は女性のその倍となっている。これは、平等についての普遍的原则に反する、などといったことである。

ヒンズー教や儒教における事態も、アフリカやアラブ・イスラムの伝統的文明におけるそれと同様である。それらの価値および概念は、ヨーロッパのキリスト教文化のそれ（これも人権の哲学に従属するが）に反する。右に触れたように、基本的な相違は、多くのアジア諸国が、西洋の、個人の権利を優先する民主的社会的概念の基本的前提を受け入れていないことにある。シンガポール国立大学のM・ソナーヤ教授は、次のように記している。

民主主義と高度に個人的な権利を優先する人権の価値システムを指示するリベラリズムの傾向の他の側面は、多くのアジア諸国により反対されるであろう。ここでも、指示されあるいは強制された道を行くのではなく、どちらに行くのか決定する自由がアジアの人々に留保されなければならない。発展とエスニシティに関するアジアの諸問題は、ヨーロッパが直面しているそれとは異なる。（……）国際法は、人々が活動するこのスペースを作り出さなければならない。アジアの国際法学者の任務は、過去においてアジアの人々の隷属に寄与した外国の哲学を見るのではなく、アジアの人々の問題の解決を探ることにある。⁽³⁾

世界の他の地域の法学派の代表も、国際法規範の発展と実現のために、国民的特性を考慮に入れる必要性を強調している。⁽⁴⁾ ロシア連邦も、こうした一連の諸国の例外ではない。

その存在を通じて、ロシアの国家的存在にとって典型的であったのは、経済について国家が伝統的に大きな役割を果たしてきたことである。それは、西欧文化において伝統的であるような私有財産制度の形態の拒否や、法や国家に対する無関心で、不信を示す軽蔑的態度に現れる法ニヒリズムといった大多数の人々の法

心理に反映している。²⁴⁾

こうして、今日、地域化 (regionalization) の観念が、グローバル化のプロセスや人権法を普遍化する試みと並んで、能動的に展開している。国際的レヴェルで認められ、いつでもどこでも従われるべき標準は、特定の社会・分解的システムにおいて異議に直面している。この点でこうした標準は、その普遍的特性を失って相対的なものとなっている。

三 「普遍主義」と「文化相対主義」の概念

人権観念の内容と理解および法規定や法執行実行へのその定着における、西洋的 (北の) アプローチと東洋的 (南の) アプローチの相違は、「普遍主義」と「文化相対主義」の概念において、きわめて明確に示される。²⁵⁾

1 内容

「普遍主義」の概念に従えば、さまざまな人々の文化や伝統のヒエラルキーは、人権概念の発展のプロセス、ならびに、国際法的・国内法的レヴェル、個人の権利と自由の実際の実現、およびその実施のモニタリングの段階におけるその規制のプロセスにおいて、考慮に入れられてはならない。普遍主義者は、すべての人間が、人間

であることによって一定の人権を有すると主張する。これらの人権は、人間の尊厳を保護しようとするものであり、すべての人間は平等にこれらの権利を享有すべきである。いいかえれば、こうした考え方は、人権は、世界のさまざまな地域におけるさまざまな理解や解釈によって、「浸食」されてはならないという意見に基づく。それゆえ、国内法システムの発展とその基礎的原則は、人権に関する普遍的な国際的文書の一律の理解と適用という条件の下に、展開されなければならないのである。

普遍主義者とは異なり、「文化相対主義」の考え方の支持者は、（宗教的、法的、政治的な）地域の伝統だけが、ある国の立法および法実務のなかで、人権の普遍的文書に定められた規則がどのような実際の形態をとるか
を明らかにすることができる、と考える。彼らの視点からすれば、さまざまな国の歴史的、宗教的、文化的発展と種族構造を考慮に入れることなく、人権に関する国際的な、また対応する国内的法文書を作成したり実効的に実施することはできない。なぜなら、これらの要素が、法に対する態度の存在する国民的原型の特別の性格と内容を決定しているからである。たとえば、「文化相対主義」の支持者の意見では、西洋諸国の、自分自身の人権概念を普遍的価値の装いの下で東洋や南の諸国へ押しつけるしつこい態度は、「文化帝国主義」の行為に見えるのである。⁽⁵⁾

2 利害得失

普遍主義の議論も相対主義の議論も、疑わしくないわけではない。人権の性質の理解やそのシステムの内容に対する彼らのアプローチには、訂正が必要である。

普遍性や普遍的承認が、人権観念の要石であることは疑いえない。それなしでは、実効的でないばかりでなく、その存在の意味を失う。この観点からすれば、「普遍主義」の支持者に同意する必要がある。問題は、どの権利が普遍的とみなされるべきか、権利の内容を決定する国際的規範文書の起草が状況的にどれほど切迫しているか、どういった手段で実施されるべきか、という諸点において生ずる。この点において、普遍主義者の立場はさらに議論の余地のあるものであるように思われる。

たとえば、保健と社会保障に対する権利は、すべての国で同等な程度の成功と実効性をもって実施されることはありそうにない。そうしたことは、諸国家の経済的発展のさまざまなレベルによって、また、社会的経済的権利の完全な行使の可能性によつて生ずる。同様に政治的権利の実現における真の普遍主義を見いだすことは困難である。法的防衛に対する権利や民主的選挙によつて国家の統治に参加する権利が、欧州連合の市民と、西洋型の民主的伝統も、かかる伝統を提供する政治的・行政的制度も発展していない国の人民とに、平等に保障されるということは、まったく想定することができない。

そのことはもちろん、世界共同体がそれぞれの国における事態をよりよく変化させるためのいかなる努力もすべきでない、ということの意味するわけではない。しかしながら、かかる行動は、もつぱら漸進的であつた礼儀正しいものであるべきであり、そして最終結果は必ずしも人権の実施の西洋的型をなぞるものであるとは限らない。いずれの国あるいは国の集団も、この問題についての真実を設定する独占権を有しない。権威ある普遍的国際的機関・組織だけが、ある国家の法執行実行が国際人権標準の文言および精神に対応しているかどうかを判断する権利を有する。

右に述べた問題は、重大な関連性を有する。というのは、今日、普遍的観念と価値の拡大の限界と、このプロ

セスにおいていやしくも強制が認められるかどうかについて、問題が存在するからである。いいかえれば、一定の観念、生活様式、イデオロギーを、こうした観念になじみのない人、国、人民に押しつける試みは、どれほど必要で、いかに正当化されるだろうか。そして、もし国家が提供された標準を受け入れることを拒否するならば、「より賢明でかつより強い」者の力でかかる標準を植え付けることが、正当化されるだろうか。

右に触れた問題には実益がある。というのは、近年、国際人権法は、不幸にも特定の国家の利益に仕えるよう盛んに利用されてきたからである。もし、国際法の指示の遵守が、その要件を満たさないならば、こうした規則は、容易に無視され、法的観点からすれば抽象的で疑わしい理論と原則によって、取って代わられるであろう。かかる行動の結果として、歴史的発展が西洋と大いに異なり、社会生活の最も重要な規則を決定する宗教的基礎がキリスト教とまったく関係のない国への、特定の価値システムの強制的な移植が生じている。

こうした実行は認められない。どの国も、国際的レヴェルで自らの利益を擁護し、自らの市民に典型的な生活様式を宣伝することを禁止されない。しかしながら、グローバル化の条件の下で、利益と国際的利益との間には緊密な結び付きが生じており、かかる死活的利益は、すべての国の共同の利益の文脈においてのみ確保されうることを忘れてはならない。こうしたことの重要性はより意味を増している。

他方、国民的伝統と文化的特性にいつも依拠することは、世界共同体によって認められた個人の権利と自由を確保する点での違反と懈怠についての理由として、合法的で正当なものとはみなすことはできない。さらに、法に対する態度の国民的原型の特別の性格は、人権の廃止や過度の制限を志向する行動を可能にするものではあるが、人権に関する国際的文書のかかる解釈を正当化するものではありえない。

今日の主流の政治思考が時間的要請についていっていないことが、人類の統合を基礎とした新世界秩序の形成

への主要な障害である、と多くの人が考えてそう書いている。⁽⁷⁾ こうした考えに異議を唱えるのは困難である。だからこそ、かかる思考の水準と大衆意識の水準を、対外世界の今日的概念を基礎に、われわれの惑星が全体として直面しているすべての問題の複雑性の理解の上に、引き上げるための努力がなされなければならない。

この対処の成功は、マスメディアと教育機関に大いに依存する。政府により後押しされるそれらの活動は、共通の道徳規範および法原則の定着に焦点を合わせるべきである。それは、人々の、互いの、社会および他の国に対する、その意識における態度を決定する。⁽⁸⁾

国際法学もまた、すべてのレヴェルの法意識の国際化に貢献すべきであり、政治統治機関がその職務を果たす際にその研究成果をますます実現することが必要である。法理論によつて、また法的な文化変容の方法を用いて、あれこれの国際的原則および規範が、経済的政治的その他の社会的プロセスに関して国の個人的・社会的心理に与えるインパクトという要素を明らかにすることができるであろう。

人々の精神の発展は、法意識の教育的のみならず心理社会的側面にも影響を及ぼすに違いない。大衆意識が形成され、一定の信条と価値が発展させられ、一定の個人的・社会的発展が作り出され押しつけられる、主としてマスメディアを通じて実現される社会的テクノロジが存在するというのは、秘密ではない。⁽⁹⁾ それゆえ、国際人道法の分野で著名な専門家である E・ダビッド〔ブリュッセル自由大学教授〕が強調するように、各個人の注意を、「権限ある当局と支配的イデオロギーに自らが判断力を失う可能性およびほとんどばかげた従属に、引きつけるべきである。もし人々が自らのプロパガンダに対する脆弱性を理解し、先入観と闘うことができるならば、おそらく防げる戦争もあるだろう。」⁽¹⁰⁾

四 合意を求めて

これまで述べたことから、人権は社会の歴史的発展の産物であることが分かる。それゆえ、その理解と執行は、社会文化的特性を有する個別の社会のさまざまな発展段階によって異なるのである。これが、さまざまな権利と自由が、さまざまな社会において適用される際に相異なる意味をもちうる理由である。たとえば、ある国家における選挙に参加する権利、公正な裁判を受ける権利、思想と移動の自由、結社の自由、差別の禁止などは、さまざまに解釈されうる。

しかしながら、生活様式や文化その他の特徴で区別することは、不寛容と他の主体に自己の価値体系を押しつけることに基盤を提供するだけではない。奇妙に思われるかもしれないが、実際、かかる区別が存在するということを理解することが、共通の特徴を見いだし互いにより寛容に取り扱う動機をもたらさう。この考え方は、西洋民主主義が発見したものではない。古代の諸宗教、とくにオリエントのそれは、こうした考えに充たされている。それゆえ、東洋もまた西洋に分かつべき経験を提供することができるのである。かくして、互いの発展の様式の共通性を理解し、その特性を認めることは、普遍的な汎人類的価値の発見に貢献し、国際システムがさらに発展する刺激を与える。

国際法は、その機能を果たすために、たしかに文明際的なものになるべきであり、さまざまな宗教、イデオロギー、法システム、価値のイデオロギー闘争における協力と妥協を反映すべきであり、それらの統合 (synthesis) のために用いられるべきである。人権の国際法の基礎として、人的・種族間相互作用、文明間の対話、文化の共同創造の観念を想定するのが、合理的であろう。いずれの国家・国民にとっても異質のものではなく、それら

べてによって受け入れられるこの観念だけが、さまざまな道徳・法理論や国際法規制のアプローチの間の衝突がある場合に、国家・国民の意思の調和の基礎となりうる。この文脈で、近代西洋法およびその法意識とその他の近代的法システムとの間の主要な相違を克服することが、重大な役割を果たす。⁽⁸⁾

一定の絶対的意味をもつ人権があること、そして文化的伝統でさえそれらの意味をゆがめることはできないこともまた疑いない。世界人権宣言その他の人権に関する国際文書は、すべての国家と国民とに等しく受け入れられ、同一の意味をもつものとみなされ適用される多くの共通の標準を含んでいる。これらの標準は、たとえば、生命の保護、拷問からの自由、思想の自由、裁判を受ける権利その他である。国際法に従って、すべての人は、人種、居所、文化的その他の特性にかかわらず、基本的権利を享有することができる。国際法は、ただ、一定の人権は地域的伝統や文化的価値とは関連しないのであるから、諸国の人権を遵守し保護する義務を免除しない。それゆえ、さまざまな差異にもかかわらず、人権の観念は依然として普遍的である。それは、二〇〇五年の世界サミット成果文書において次のように強調されている。「国民的・地域的特性の意義ならびにさまざまな歴史的、文化的および宗教的背景には留意しなければならないが、すべての国家は、その政治的、経済的および文化的システムにかかわらず、すべての人権および基本的自由を促進し保護する義務を有する」⁽⁹⁾

別の問題として、人権の国際標準の実現にかかわるものがある。地域的特性は、人権とは何かについてのさまざまな理解を、それらのさまざまな執行とともに生じさせるからである。法文化、伝統、経済的および政治的特性のハーモナイゼーションがこの問題の一つの解決法である。疑いなく、すべての文化は、独特のものであって、人権の表現および執行についてのそれ自身の仕方を有する。しかし同時に、すべての社会は、そうした概念にのみ留まっているべきではない。というのは、人権法は、一国の限界をはるかに超える領域であるからで

ある。それゆえ、すべての文化の特性を考慮に入れ、共通の標準、すなわち人種、種族的地位、性、言語、宗教などによるいかなる差別もなくすべての者に保障できる最小限の普遍的権利の組を作り出すことは可能である。人権の性質の共通の理解を見だし、そうして、この分野の国際法が実効的となり、すべての国がそれを支持し基本的な普遍的人権と自由の実現的保障をするようになるために、考え方と経験の対話が必要とされる。つとに述べられているように、「普遍性は、差異を通じて自らの実現の道を見いださなければならない」⁽⁸⁾のである。

一国において人権の地位に最も大きな影響を及ぼす要因の一つは、その社会的、経済的および政治的發展の水準であることも考慮に入れておく必要がある。この点で、経済的後進性、貧困、腐敗、法と秩序の欠如その他の問題は、人権の保護を完全に塞いでしまう。その結果、どの国家も、みずからの住民に現在の可能性の範囲内で、実際の保障を与えることができるだけである。この状況は、人権に関する国際協定その他の規範的文書の執行と受容のプロセスにおいて、つねに考慮に入れておくべきである。

以上のことから、普遍性の原則が、世界共同体の日常生活の真の一部となるには、長い時間がかかるであろうことは明らかである。ここで、この達成のために二つの鍵となる道筋がある。第一のものは、現存の国民的特徴にもかかわらず世界じゅうに妥当する一つの人権の理解が必要であると宣言することである。しかし、この場合、さまざまな障害を乗り越え、場合によっては力を行使させたのちに、長い時間を経てやっと人権の真の普遍性という目標を達成することができる。第二のものは、人権の真の普遍性に向かう道は国民的特性を考慮に入れることを通じて進むこと、かつ、各法規範の創造と実現の枠組みにおいて、人権の絶対的「存在」を確保することを認めることである。

第二の道は、より長期のものとなるが、同時に、第一のものと比較するとより成功する確率が高い。その実現

のためには、二つの権利のグループが、その目標およびその実施メカニズムに応じて明確に画定されるべきである。一つは、すべての人類に共通の基本的権利のグループである（これらの権利の完全なリストを定めることは、国際会議の討議の主題である）。もう一つのグループは、人の社会における地位またはその生活の条件にかかっている権利から構成される。

第一のグループの諸権利は、世界中で同等に（あるいはほとんど同等に）実施されることができるし、実施されるべきである。かかる権利の実施に関する国家のその領域における裁量の自由は、制限されるべきである。第二のグループの諸権利は、次の二つの方法で諸国家の特別の裁量を認めながら、国内立法において実施される。

①「形式的選択の方法」——この場合、諸国家は、（たとえば、一九九六年のヨーロッパ社会憲章におけるように）⁽⁴⁾ 各国際協定の規定にしたがって、さらに実施する諸権利を選択することができるが、その実施のプロセスの枠組みについては選択することができない。②「実質的選択の方法」——この場合、国家は、ある国際法の淵源に含まれるすべての権利を認め、実施する義務を有するが、その実施プロセスの枠組みの決定に関する選択の幅は、一層広い（もつとも、これもまた各国際文書の規定による）。

これらの人権の決定と実施についての三つの方法を用い、かつ、さまざまな国家の特性を考慮に入れることにより、世界共同体は、世界中で多くの権利および自由の実効的実現を保障することができるであろう。

ここで述べた手続を実行するうえで、現存の権限ある地域的機関、たとえばアフリカ連合やASEANは、この地域で実効的と考える方法で人権の実施を達成するために、諸国家を援助する権限を有すべきである。この場合、諸国家および各地域的センターの共同の努力のおかげで、人権は、地域の特性を考慮に入れて発展させられ、人々に与えられるであろう。

やがて、適当な地域的諸組織が、互いに協力して、一つの汎人権のグローバルな空間を作り出すであろう。しかし、先に述べたように、すべての国家により同一の仕方では理解され受容される若干の基本的権利が選び出されなければならない。これらの権利は、地域的センターが地域的特性を援用することにより人権観念の一貫性を破壊することを認めないものである。

結果として、国際法規範の実施は、法に対する態度の国民的原型の内容と特性を定めている、さまざまな国の歴史的、文化的小よび種族的特性を考慮に入れることなしには不可能であることを強調する必要がある。この条件は、あらゆるレヴェル・性格の法規定を設定し実施するプロセスについても考慮されるべきである。このプロセスには、一方で、すべての法執行活動主体の法文化の水準を高めるための一連の措置が、他方で、彼らの法意識の国際化と共通の世界共同体に属しているという理解とを促進する行動が、伴っていないなければならない。観念、考え方や生活様式を国家や国民に押しつけることは、普遍的な人権を促進し提供する途上では、排除されなければならない。強制は、真の承認や真の保障を生ぜさせない。反対に力により押しつけられたものを拒否しようとする態度を生む。大人であれ子どもであれ、男であれ女であれ、信仰のある者であれない者であれ、すべての人種およびすべての社会の、例外なくすべての人々についての、人間の尊厳の承認および基本的権利の平等を促進する、標準と組織の創出に、すべての国民が平等に参加しなければならないのである。

注

- (1) *Tienna Declaration and Program of Action*, World Conference on Human Rights, UN Doc. A/CONF.157/23 (1993).
- (2) *2005 World Summit Outcome*, UN Doc. A/RES/60/1 (2005), para 121.

- (3) See BEREZHNOV A. G., *Person's Rights: Some Theoretical Issues* (Moscow, 1991) at 30.
- (4) *Charter of the United Nations*, 26 June 1945, Article 1, para 3, online: UN http://www.un.org/en/documents/charter/chapter_1.shtml.
- (5) See *Universal Declaration of Human Rights*, GA Res. 217 (III), UN Doc. A/810 (1948).
- (6) こゝでの例外は、ある種の国際協定によって規定されている、国際的監督ないし司法機関に自然人が申立を行う権利、人類の平和および安全に対する罪についての個人の刑事責任に関する規範、および、国際私法の分野における国家間協定によって自然人に付与されている多くの財産的ないし人格的な非財産的諸権利である。
- (7) HENKIN I., "Introduction. The International Bill of Human Rights" in *International Law: Cases and Materials* (St. Paul, Minn., 1987) at 1022.
- (8) 「ソ連法の基礎」を詳述せよ、see GAVRILLOV V. V., *Notion and Interaction of International and National Legal Systems* (Vladivostok: Far Eastern University Publishing House, 2005).
- (9) LI Zhaojie, "Legacy of Modern Chinese History: Its Relevance to the Chinese Perspective of the Contemporary International Legal Order" (2001) 5 *Singapore Journal of International and Comparative Law* 326.
- (10) TALALAEV A. N., *Law of International Treaties: General Issues* (Moscow: International Relations, 1980) at 138.
- (11) ISAEVAL., "Consciousness and Apprehension of Law" (2004) 8 *State and Law* 107-8.
- (12) MARTYSHIN O., "National Political and Legal Culture in Context of Globalization" (2005) 4 *State and Law* 9.
- (13) LUKASHUK I. I., *Contemporary Law of International Treaties. Volume I. Conclusion of International Treaties* (Moscow: Wolters Kluwer, 2004) at 61.
- (14) 国際的法システムと国内法システムの観念と内容についての筆者の見解については、see GAVRILLOV V. V., "The Notion of

- National and International Legal Systems” (2004) 11 Journal of Russian Law 98–112.
- (15) RYBACKOV Y, SKOTNICKOV L, ZMIEVSKY A, “Primate of Law in Policy” (1989) 4 International Life 61–2.
- (16) POLENINA S., “Multiculturalism and Human Rights in Conditions of Globalization” (2005) 5 State and Law 70–71.
- (17) *Ibid.*, at 71.
- (18) KHZHINYAK V. S., “International Law and Russian Constitutionalism” (2004) 2 Moscow Journal of International Law 210.
- (19) たかねは、比較法学者はどのように日本における法に対する態度を評価している。「今日の日本における法執行においては、論理よりも詩を愛し、その歴史そのものから独立性や人間の尊厳の観念に対してもむしろ中立的である日本人の神秘的感情傾向が見られる。」(DAVID R, JAUFFRET-SPINOSI C, *Main Legal Systems of the Modernity* (Moscow: International Relations, 1999) at 373.
- (20) ROGOZHIN S. L., “International Law as a Dialogue and Confrontation of Civilizations” (2002) 3 Moscow Journal of International Law 20.
- (21) WEERAMANTRY C. G., “Keynote Address: Symposium Issue: International Law and the Developing World: A Millennial Analysis” (2000) 41 Harvard International Law Journal 281.
- (22) SORNARAJAH M. “The Asian Perspective to International Law in the Age of Globalization” (2001) 5 Singapore Journal of International and Comparative Law 312–13.
- (23) See e.g. ADJAMI M. E., “African Courts, International Law, and Comparative Case Law: Chimera or Emerging Human Rights Jurisprudence?” (2002) 24 Michigan Journal of International Law 117–24.
- (24) POLENINA S. V., GAVRILOV O. A., KOLDAEVA N. P., LUKYANOVA E. G., SKURKO E. V. “Influence of Globalization upon the Legal System of Russia” (2004) 3 State and Law 14.

- (35) 普遍主義と文化相対主義の間の論争について， see, e.g., DONNELLY J., *Universal Human Rights in Theory and Practice*, 2nd ed. (Ithaca: Cornell University Press, 2002); DONNELLY J., “The Relative Universality of Human Right” (2007) 29 *Human Rights Quarterly* 281–306; STEINER H. J., ALSTON Ph., GOODMAN R., *International Human Rights in Context Law, Politics, Morals*, 3rd ed (Oxford: Oxford University Press, 2007).
- (36) See e.g., INOUE Tatsuo “Human Rights and Asian Values” in COICAUD Jean-Marc, DOYLE Michael W., GARDNER Anne-Marie, eds., *The Globalization of Human Rights* (Tokyo, New York, Paris: United Nations University Press, 2003) at 116.
- (37) See e.g., LUKASHUK I. I., “World Order of XXI Century” (2002) 1 *International Public and Private Law* 5–6.
- (38) *Ibid.*, at 7.
- (39) POLENNAS S. V., GAVRILOV O. A., KOLDAEVAN P., LUKYANOVA E. G., SKURKO E. V., *supra* note 24 at 14.
- (40) DAVID E., *Principles of Law of Armed Conflicts: Course of Lectures of Law Faculty of the Open Brussels University*, (Moscow: International Committee of the Red Cross, 2000) at 653.
- (41) See ROGOZHIN S. L., *supra* note 20 at 18–19.
- (42) *Supra* note 2, para 121.
- (43) KOBILA J. M., “Comparative Practice on Human Rights: North-South” in COICAUD Jean-Marc, DOYLE Michael W., GARDNER Anne-Marie, eds., *The Globalization of Human Rights* (Tokyo, New York, Paris: United Nations University Press, 2003) at 105.
- (44) ヨーロッパ社会憲章は、一九六二年一月一日、トリノで採択され、一九九六年五月三日、ストラスブルで改訂された。この法文書によれば、欧州評議会の加盟国であるこの憲章の当事国は、特定の数の条文の規定を義務的なものとして引き受けなければならず、その裁量により、追加的条文に拘束されることのできる（憲章は、かかる追加的条文の数を定めている）。こうして、

この文書は、一般的標準を定め概念の普遍性を定め、かつ、各国家の選択の権利をも定めている。国家は、その発展の特性とレヴェルを考慮して、人に真に保障することのできる権利および自由を決定する。かかるメカニズムを用いることにより、国際的文書は、当事国の行動の自由の限界を定めているのである。